

# 青森県報

第五百三十六号

令和四年  
十一月十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……一
- 生活保護法による施術者の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定……………(同) ……二
- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……二
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……二

## 告 示

### 青森県告示第五百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日
かいた調剤薬局	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一三九の一	令和四年十一月十四日

### 青森県告示第五百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
すずらん調剤薬局かいた店	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一三九の一	令和四年十一月十四日

### 青森県告示第五百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日

田嶋歯科医院

三戸郡五戸町字下モ沢向二一の六六

令和四・九三〇

青森県告示第五百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	坂本 大樹	施術所の名称	呉本接骨院	施術所の所在地	つがる市木造曙三三の二	指定年月日	令和四・一〇・三
----	-------	--------	-------	---------	-------------	-------	----------

青森県告示第五百八十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	すずらん調剤薬局かいた店	所在地	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田一三九の一	指定期日	令和四・一〇・一
----	--------------	-----	------------------	------	----------

青森県告示第五百九十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和四年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	坂本 大樹	施術所の名称	呉本接骨院	施術所の所在地	つがる市木造曙三三の二	指定年月日	令和四・一〇・三
----	-------	--------	-------	---------	-------------	-------	----------

青森県告示第五百九十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年十一月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	ヨ―ネ病	家畜の種類	牛	患者、疑似患者の別	患者	頭数	一	発生場所又は区域	上北郡七戸町	発生日	令和四・一〇・三
----------	------	-------	---	-----------	----	----	---	----------	--------	-----	----------

青森県告示第五百九十二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一

部を次のように改正する。

令和四年十一月十四日

第一号の表中

青森県知事 三 村 申 吾

浪岡支店

青森市浪岡大字浪岡  
弘前市大字親方町

を

浪岡中央支店  
親方町支店

青森市浪岡大字浪岡  
弘前市大字親方町

に、

松森町支店

弘前市大字松森町

を

弘前南支店

弘前市大字松森町

に、

城東支店

弘前市大字城東二丁目

を

弘前東支店

弘前市大字城東二丁目

に、

堅田支店

弘前市大字田町五丁目

を

北大通支店

弘前市大字田町五丁目

に、

松原支店

弘前市大字松原東二丁目

を

松原東支店

弘前市大字松原東二丁目

に、

金木支店

五所川原市金木町朝日山

を

金木中央支店

五所川原市金木町朝日山

に、

むつ支店大畑出張所

むつ市本町

を

むつ支店むつ大畑出張所

むつ市本町

に、

七戸支店

上北郡七戸町字七戸

を

七戸中央支店

上北郡七戸町字七戸

に、

六ヶ所支店

上北郡六ヶ所村大字尾駈

を

六ヶ所中央支店

上北郡六ヶ所村大字尾駈

に、

札幌支店

北海道札幌市中央区北二条西三丁目

を

札幌中央支店

北海道札幌市中央区北二条西三丁目

に、

函館支店

北海道函館市梁川町

を

梁川町支店

北海道函館市梁川町

に、

青い森信用金庫下北営業部	青い森信用金庫大湊支店	青い森信用金庫下北営業部	株式会社みちのく銀行亀甲町支店	株式会社みちのく銀行上土手町支店	株式会社みちのく銀行上土手町支店	能代中央支店 大館中央支店	能代支店 大館支店	盛岡中央支店	盛岡支店
むつ市中央二丁目	むつ市大湊浜町	むつ市柳町一丁目	弘前市大字宮川三丁目	弘前市大字亀甲町	弘前市大字代官町	秋田県大館市字大町	秋田県能代市島町 秋田県大館市字大町	岩手県盛岡市中央通三丁目	岩手県盛岡市中央通三丁目
に改める。	を	に、	を	に、	を	に改める。	を	に、	を

第二号の表中

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円